

9. リサーチツール特許

医薬やバイオテクノロジー等のライフサイエンス分野における製品については、基本特許により製品や方法を独占できる場合が多くあります。研究を行うための道具となるリサーチツール特許（注）には、汎用性が高く、広く研究に使用されるものが多いのですが、中には代替性が低いものもあり、このようなりサーチツール特許が研究において円滑に使用できないと、研究に支障を来す可能性があります。

このため、本学では、アカデミアの研究・技術の発展に資するため、大学保有のライフサイエンス分野のリサーチツール特許を大学等の研究機関及び民間企業で円滑に使用できるよう、「東京大学リサーチツール特許取扱ガイドライン」を策定致しました。平成21年度より、共同研究契約書雛形に当該ガイドラインを尊重する旨明記して、共同研究相手先の理解を求めています。

（注）「リサーチツール特許」とは、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月）における扱いと同様に、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。